省令

○総務省令第八十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百八十七号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

総務大臣　松本　剛明

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記 **第十号様式**（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係） ［［様式　別紙［一］　挿入］］	別記 **第十号様式**（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係） ［［様式　別紙［一］　挿入］］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年三月一日から施行する。

（適用区分）

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

別記第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）［別紙一］

宣　誓　書

私は、何選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。

次の1から6のいずれかに○を付して下さい。

1	ア．仕事　イ．学業　ウ．地域行事の役員 エ．本人又は親族の冠婚葬祭　オ．その他（　　）に従事 ※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア．本市町村以外（　　）に外出・旅行・滞在 イ．本市町村内（　　） ※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。
3	ア．疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ．刑事施設等に収容 ※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。
4	交通至難の島等（　　）に居住・滞在 （※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏　名		生年月日
現　住　所		
選挙人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）	

別記第十号様式（期日前投票又は不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書）（第九条関係）［別紙二］

宣　誓　書

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みです。

○　仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○　用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○　疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
○　交通至難の島等に居住・滞在
○　住所移転のため、本市町村以外に居住
○　天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

何年何月何日

氏　名		生年月日
現　住　所		
選挙人名簿に記載されている住所	（現住所と異なる場合のみ記載すること）	

○厚生労働省令第百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信